

平成 30 年度（第 62 回）

岩手県教育研究発表会発表資料

社会 / 地理歴史・公民 分科会

中学校社会科公民的分野における法教育の単元開発

— ルールと法・憲法に焦点をあてて —

平成 31 年 2 月 8 日
岩手大学大学院教育学研究科
授業力開発プログラム
千葉 邦彦

I 主題について

1 研究の目的

本研究は、中学校社会科公民的分野においてどのような法教育の導入単元の開発をしていけばよいか、社会科における法教育はどうあるべきかという課題に対して、社会科教育論におけるこれまでの法教育に関する議論に学びながら、「ルールと法・憲法」に焦点をあてて授業レベルで迫っていく研究である。

2 法教育のねらい

法務省法教育研究会（以下法教育研究会）は平成16年に作成した「報告書」において、法教育を「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけさせるための教育」と定義し、法教育のねらいについて、「個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うこと」と示している。

3 本研究で開発対象とする単元をめぐる議論及び問題意識

(1)法教育教材「はじめての法教育」における本研究で開発対象とする単元の概要

法教育研究会が平成17年に作成した法教育教材「はじめての法教育」には①「ルールづくり」、②「私法と消費者保護」、③「憲法の意義」、④「司法」の四つの単元が示されている。本研究に関わる単元①「ルールづくり」は法教育の導入単元として設定されており、ルールづくりを体験的に行わせることにより、主体的にルールを作成し、利用する意識を育てることを目指す内容となっている。また、③「憲法の意義」の単元は、政治と権力の関係、憲法、人権思想、日本国憲法という学習の配列を採用し、できるだけ生徒の生活と関連させながら、憲法の意義を理解させる内容となっている。

(2)「ルールづくり」の単元をめぐる研究者の議論

①の「ルールづくり」の単元に関して北川(2008)や吉田(2011)は、法とルールの本質的な違いが扱われていないこと等を問題点として挙げている。これに関わって中平(2010)は、北川が主張するルール一般と法の峻別を行った上で、法の根底には憲法的価値として「個人の尊重」があることを理解させる法教育の授業プランを提示している。

(3)本研究で開発対象とする単元に関わる現行教科書（東京書籍）の現状と問題意識

現行教科書の「現代社会の見方や考え方」の単元においては、「ルールづくり」が扱われているが、法教育という視点から考えれば、この単元が合意の妥当性を判断する基準としての「効率と公正」等の概念の習得に特化したものとなってしまうっており、法教育のねらいにつながっていない現状がある。また、「人権と日本国憲法」の単元は、隣り合う「現代社会の見方や考え方」の単元との法教育としての繋がりが見られない。

この現状を改善する手立てを研究者等の議論を基に考えると、この単元の中にルールと

法の相違点や共通点、法形成プロセス等の「ルールと法の関連」に関わる内容を組み込んでいくことが求められる。また、「人権と日本国憲法」の単元についても、前単元で学習した法と憲法の違いに焦点をあてながら、憲法の基本原理である「立憲主義」の理解を基に、憲法で示されていることや意義についての大枠を理解し、その後に憲法に明記されている人権とは何なのかを考えさせるように単元構成を組み替えることで、生徒たちは思考を途切らすことなく、常に既習事項との繋がりから憲法や国民主権等に関わる思考を深めていくことが期待できる。

4 研究の視点と方法

(1) 研究の視点

- ① 先行研究及び社会科教育論におけるこれまでの法教育に関する議論に学びながら、本研究の主題を設定する。
- ② ルールや法に関わる事前アンケートから、生徒の法意識に関わる実態を把握する。
- ③ 先行研究やこれまでの法教育に関する議論及び生徒の実態を基に、「ルールと法・憲法」に焦点をあてた法教育の導入単元を開発する。
- ④ 授業実践後の生徒の変容を通して開発単元の意義と課題を明らかにし、法教育の導入単元及び中学校社会科公民的分野における法教育のあり方を提起する。

(2) 検証の方法

単元開発した授業を実践し、法の主体としての意識がどのように高まったかについて、授業記録や生徒の記述、発言、活動及び事前事後の法に関わるアンケートからわかる生徒の変容や認識の深まりを通して検証する。

II 単元開発

1 法意識に関わる生徒の実態

今年度の6月末に、生徒の実態把握と単元開発に生かすことを目的に、対象学級の生徒29名に対して、「ルールをどのようなものにとらえているか」、「法をどのようなものにとらえているか」に関して記述式（複数記述可）の事前アンケートを行った結果、全体的な傾向として、ルールと法に関してはどちらも他者に既に決められているものという前提のもとに「守らなければならないもの」という認識が強いことがわかった。逆にルールも法もよりよい社会の構築のために自分たちが「作る」ものであるという認識は弱く、法の主体としての意識は低い状況にあることがわかった。

2 単元の目標について

上述の法教育研究会が示す法教育のねらいや生徒の実態に基づいて、本単元の目標を「法の主体としての意識を高め、法形成への参加意欲を身につける」と設定した。

3 手立て

(1) 時数及び単元構成について

今回開発する単元に関しては、右記表 1 右に示したように、時数等も含めて現実的な提案を目指すため、表左に示した現行教科書が示す 9 時間の内容を精査・統合し、新たに生み出された 2 時間を使って、第 4 時と第 5 時に「ルールと法の関連」に関わる授業実践を行う。また、第 6 時においては、前時までの既習事項である法との繋がりから単元構成を組み換え、「立憲主義と日本国憲法」について学んでいくこととする。

表 1 【9 時間の単元構成】

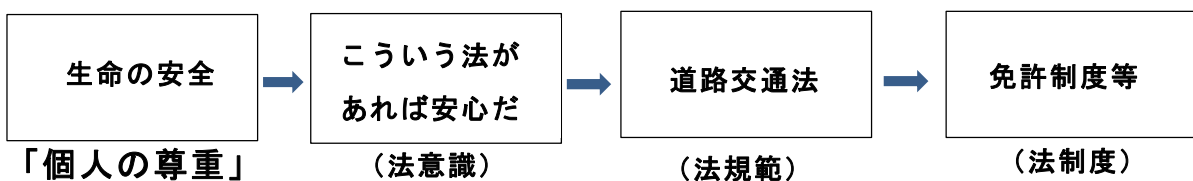
現行教科書が示す「現代社会の見方や考え方」、「人権と日本国憲法」の単元構成（4 時間）+（5 時間）＝（9 時間）		ルールと法・憲法に焦点をあてた単元構成（9 時間）	
1	社会集団の中で生きる私たち	1	社会集団の中で生きる私たち、効率と公正
2	効率と公正	2	決まりをつくる目的と方法
3	決まりをつくる目的と方法	3	決まりの評価と見直し
4	決まりの評価と見直し	4	ルールと法の相違点、共通点
1	ちがいのちがいが	5	法は作り変えていくことができるのか。
2	人権の歴史	6	立憲主義と日本国憲法
3	立憲主義と日本国憲法	7	ちがいのちがいが、人権の歴史
4	国民主権と天皇の地位	8	国民主権と天皇の地位
5	日本の平和主義	9	日本の平和主義

(2) ルールと法・憲法に焦点をあてた新たな学習内容及び教材の詳細（第 4 時～第 6 時）

①第 4 時「ルールと法の相違点、共通点」

第 4 時に関しては、中平の授業プランを参考に、ルールと法の違いについてまとめた上で、事例の「道路交通法」が何のために形成されたのかについて考えさせ、法の構成要素図（下記資料 1）を使用して、「個人の尊重」という憲法的価値が、法意識だけでなく、法規範としての道路交通法や法制度としての免許制度などを貫く価値として存在していることを理解させる。その後、生徒にとって身近な法（教育基本法）に関しての法意識、法規範、法制度についても考えることで理解を深めさせ、ルールづくりの根底にも法と同じように個人の思いや願いを尊重しようとする価値があるという共通点に気づかせる。

資料 1：道路交通法という法規範を例にした法の構成要素図



②第 5 時「法は作り変えていくことができるのか」

第 5 時に関しては、社会状況の変化により、もともとあった法の内容だけでは問題を解決できない場合には、法改正が必要なことに気づかせ、国民がどのように法改正にアプローチしていけばよいのかについて考えさせる。その上で飲酒運転による交通事故の被害者家族が、厳罰化を訴える署名活動等の動きを起し、

資料 2【映画：ゼロからの風】



(発売元・販売元：TC エンタテインメント株式会社)

<http://www.tc-ent.co.jp/products/detail/TCED-1297#>

実際に法改正を実現させた実話に基づく映画 DVD(右記資料 2)の一部分を鑑賞し、鑑賞後に法改正までの詳細な流れをまとめ、さらに間接民主制

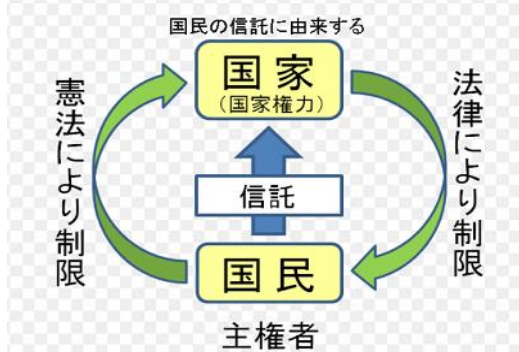
における法作りや法改正に国民が参加する基本的な手段である選挙についても確認する。上記の活動を通して、よりよい生活のために行う身近なルール作りや、状況に応じて身近なルールを見直して作りかえていくことと同じように、よりよい社会の構築のために国民が法作りや社会状況に応じた法改正に参加していくことができることを理解させ、その意義を考えさせる。

③第6時「立憲主義と日本国憲法」

第6時に関しては、法の構成の図から法律よりも上位に憲法があることに気づかせ、「憲法とは何か」という課題をつかみ、法律と憲法の違いは何かについて、既習事項や生活経験を基に考えさせる。さらに視覚的に立憲主義の概念を理解させるために、立憲主義の概念図（右記資料3）を提示し、国家権力から人権を守り、保障していくために、憲法によって国家権力を国民が制限するという立憲主義の考え方に気づかせていく。その上で、憲法にはどのような内容が示されていないかという発問を行い、人権の内容や政治のしくみが明記されていないという必然性を導き出させていく。

資料3 【立憲主義の概念図】

憲法は、国民が国家を制限するもの



（伊藤真弁護士が示した概念図を熊本県大津町議会議員佐藤真二がアレンジしたもの）

[<http://www.satosin-kyodo.jp/blog/?p=155>]

4 検証授業

【実施期間】平成30年8月22日～9月14日（9時間）

【対象】盛岡市立下小路中学校 3年4組 1学級29名

5 単元計画

第1時	社会集団における対立の存在と合意の必要性、合意を得るための効率と公正の考え方を理解する。
第2時	事例を参考に、物事の決定の仕方や決まりの意義についての資料を収集・選択し、的確に読み取る。
第3時	必要に応じて決まりを見直すことの重要性に気づき、決まりを評価する五つの視点に基づいて多面的・多角的に考察する。
第4時	ルールと法の共通点や相違点、法の根底にある価値について理解し、法の特質についてまとめる。
第5時	ルールも法と同じように状況に応じて作り変えていくことができることを理解し、法形成に主体的に参加していくことの意義を考える。
第6時	立憲主義や三権分立の意義について理解し、その知識を身につける。
第7時	人権の歴史や日本の人権思想の芽生えについて、大日本帝国憲法を中心に理解する。
第8時	国民主権の意義を踏まえ、主権者として政治への関心を高める。
第9時	日本国憲法に示された平和主義の考えや安全保障、現代の日本を取り巻く平和をめぐる諸課題について理解する。

III 授業の実際と考察

1 第6時の抽出場面を基にした考察

○抽出場面

T 国家から国民に矢印がついていて、法律により制限するって書いてるけど、これってどういうこと？

S 政府が法律を作って、国民が危険な行為をすることを制限する。

T 政府が作った法律を国民が守ることによって、国民がよりよい生活ができるようになるってことだね。じゃあこっちの矢印についてはどうなんだろう。国民から国家に対して矢印がついていて、憲法により制限って書いている。国民が憲法で国家権力の何を制限しているんだろう？

S (全体)・・・。

T それでは、プリントに書いてみてください。 ※記述、話し合い

T では聞いてみたいと思います。

S 戦争の法律とか、国民にメリットのない法律をつくること。

T 似たようなこと書いていたグループ、他にもあるんじゃないかな？

S 法律が国民に対して不利にならないように制限する。

S 政府が自分たちに都合のいいように法律を変えることを制限する。

T いろんなことを書いてくれましたね。全体を見ると、法律を政府が都合のいいように作ることを制限するってというようなことを書いていた人が多かったみたいだね。

【考察】

「国民が憲法で国家権力の何を制限しているのか」という発問に対しては、国民が国家を制限するということが容易には想像できないため、生徒たちは言葉に詰まっているが、じっくりと話し合わせた結果、立憲主義の本質に近い回答にたどり着いていることがわかる。このことから、法の根底に「個人の尊重」の価値があるという第4時の既習事項が回答を導き出す端緒になったことが推察される。

2 事後アンケートを基にした考察

9時間の単元終了後に、「9時間の授業を終えて、ルールや法（法律、憲法）についてどのようにとらえ直したか」さらに、「そのようにとらえ直したルールや法とどのように向き合って、これから生活していきたいと思うか」という質問内容で、29名に事後アンケートを行った。記述内容を分析した結果、①法やルールの根底にある価値（17名）、②法の主体としての法形成（18名）、③立憲主義の理解（17名）、④法や政治への関心の高まり（23名）、⑤選挙・国民投票への参加意欲（14名）の五つの項目内容に分類することができた。

(1) 項目内容② 法の主体としての法形成に関わる記述(18名)を基にした考察

・法改正できるのは国会議員だから国民が変えるというのは実際難しいだろうと考えていた。しかし映画を見て署名活動などで世論や議員に働きかけを積極的に行えば法改正へ歩みだせることを学んだ。

・決められた法に対して、ただ何も考えずに従うのではなく、その法のままで本当にいいのか、現代の事情に合っている内容なのかを常に考えることが重要だと思うようになった。

【考察】

学習前までは、法はただ守るだけの疎遠なものであり、法を作ったり、変えたりできるのは国会議員だけであるととらえていた固定観念に変化が生まれたという内容の記述が多く見られた。ルールと同様に法も国民が作り変えていくことができるものであることや法の根底にある「個人の尊重」という価値についての理解を基に、法を守るだけでなく、監視・批判することの重要性を認識し、法形成への参加意欲が高まっていることがわかる。

(2) 項目内容④ 法や政治への関心の高まりに関わる記述(23名)を基にした考察

・私たちは18歳で選挙に参加できるが、各党や各議員の演説を深く理解するためにも、メディアを通じて、日々政治へと関心を持つことが大事だと思った。

・政治に関わる活動に、興味と責任をしっかりと持ちたい。これからの世の中、きっと決まりは大きく変化していく

のだから、その時に自分がどの立場にいて、何をすべきなのかを見分けることができるようにしていきたい。

【考察】

最も多かった、法や政治への関心の高まりに関わる記述である。身近なルールの理解を基に、法や立憲主義、人権について学んだことで、法の主体が自分たち国民であることを理解し、法形成に関わる政治に関心を持っていかなければならないという考えにたどり着いているととらえることができる。

3 抽出生徒の振り返り、事後インタビューを基にした考察

(1) 抽出生徒 A について

事前アンケートにおいては、ルールは「できるだけ守らなければならないイメージ」、法は「絶対に守らなければならないイメージ」等と端的に記述していた。

(2) 抽出生徒 A の第 5 時の振り返りの記述を基にした考察

第 5 時	振り返り	自分たちで法を直接作ったり、改正したりすることはできないけど、議員の考えを聴いて自分と似たようなことを考えている人に投票し、応援することもできると知った。飲酒運転が危険運転致死傷罪にあたるのなら、「あおり運転」も危険運転致死傷罪にあたるのではないかと思った。
-------	------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【考察】

第 5 時においては、個人の署名活動をきっかけに刑法が改正され、危険運転致死傷罪が創設された事例を取り上げたが、生徒 A は、危険運転致死傷罪の内容について、「あおり運転」も対象にすべきではないかということを書き記述しており、よりよい法のあり方の部分まで関心を広げていることがわかる。この授業から 3 か月後の 12 月、東名高速道路で「あおり運転」をして車を停車させ、夫婦を死亡させた被告が危険運転致死傷罪に問われた裁判の判決が行われた。筆者は「あおり運転と危険運転致死傷罪」に関わる生徒 A の記述に注目し、判決後の 12 月末に、生徒 A に事後インタビューを行った。

(3) 抽出生徒 A への事後インタビュー（12 月）を基にした考察

T 9 月の授業で飲酒運転での死亡事故が危険運転致死傷罪になるのなら、「あおり運転」も危険運転致死傷罪になるのではないかと書いていたけど、どのような思いでこういうことを書いたのか？
S 前に「あおり運転」が危険だというニュースを見たことがあって、一歩間違えば死につながってもおかしくないなと思った。だから、「あおり運転」での死亡事故も危険運転致死傷罪の対象にすれば、飲酒運転と同じようにやろうとする人がいなくなるんじゃないかと思って書いた。
T この前「あおり運転」をして車を停車させ、死亡事故を引き起こした被告の裁判で危険運転致死傷罪の成立が認められたことが報道されたけど、それを見てどう思った？
S 停車後に起こった事故だから危険運転致死傷罪にならないのではとかいろんな議論があったけど、自分は直接事故を引き起こしたわけじゃなくても、そのきっかけをつくっているわけだから、絶対に罪にあたると思った。あと、法改正が行われて危険運転致死傷罪が作られたときに、今回の様なケースのことも考えて作っておくべきだったと思った。

【考察】

「あおり運転での死亡事故も危険運転致死傷罪の対象にすれば、飲酒運転と同じようにやろうとする人がいなくなるんじゃないかと思って書いた。」という発言や、裁判の争点の詳細を把握した上での「今回の様なケースも考えて作っておくべきだったと思った」という発言からは、事前アンケートにおける端的な法のとらえを発展させたような認

識の深まりや、法の主体としての法形成意識、本当に国民を守るための法になっているのかという法の監視・批判意識の高まりが見うけられる。

IV 研究上の成果と課題

1 授業実践の成果と課題

(1) 授業実践の成果

現行教科書の二つの単元の間に「ルールと法の関連」に関わる授業を組み込んでいったことで、生徒たちは「ルールづくり」で学んだことを基に、既習事項との繋がりを持って法を理解していくことができたと考えられる。特にルールと法の根底には「個人の尊重」という価値があることや実話に基づく法改正の事例を題材として扱ったことは、自分たちの身近に法があり、その法の主体が自分たちであることを切実にとらえさせる意味では有効であったと考えられる。また立憲主義については、既習事項の法律と憲法との比較から理解し、その後に憲法に明記されている人権や国民主権、平和主義等について学んだことで、国家によってつくられている法律が本当に人権を守るものになっているのか、人権を侵すようなものになってはいないかという、立憲主義に基づいた法を監視・批判する意識が繋がりのある思考の中で生まれていったと考えられる。その結果、事前アンケートにおいて「法は守るもの」とらえていた生徒たちの中に、法は「個人の尊重」という価値を基礎に自分たちが作り、状況によっては作り変えるものであり、だからこそ常に監視し、批判する目を持っていかなければならないという法の主体としての意識が高まっていったことが推察される。

また、事後アンケートからは政治への関心が高まったとの記述や、政治への関心の高まりから選挙や国民投票等に積極的に参加したい等の記述が見られた。生徒たちは9時間の授業を通して法の意義や、法の主体が自分たち国民であることを理解したことで、自分たちにとって疎遠なものにとらえていた社会の背景に法があることに気づき、社会の問題点を法の問題点に置き換えて自分事としてとらえられるようになったと推察される。その上でよりよい社会を作っていくためには、法の主体として自分たちが社会の情報を把握し、立法権を持つ国会議員等の選挙にも積極的に参加していかなければならないという考えから、自然にこのような記述に至ったと考えられる。

これらのことは、法の主体としての意識の高まりがよりよい社会づくりに関わっていかうとする法形成への参加意欲を醸成していくことへ繋がっていくものであることを示す実践上の成果ととらえることができる。

(2) 授業実践の課題

第4時の法規範等の語句は生徒たちには理解が困難なものであり、生徒の思考の流れに沿わない資料提示を行ってしまったことが反省点として挙げられる。また、9時間の授業を通して、概念を理解させることを意識するあまり、教師が説明しすぎる場面が多かつ

たように感じている。50分の授業全体を通して、生徒が主体的に問題解決を図っていきけるような、さらなる展開の工夫や資料準備の必要性を痛感させられた。

2 本研究の意義と課題

(1) 社会科教育における法教育の導入単元の意義

本研究においては、法教育研究会が示した法教育のねらいや実践上の課題を意識しながら、現行教科書における「ルールづくり」と「憲法の意義」に関わる二つの単元を「ルールと法・憲法」に焦点をあてた9時間の一つの単元ととらえ直して単元開発を行い、授業実践を行った。授業実践の成果に関しては、上記に述べた通りであり、課題や改善の余地は多々あったが、現行教科書の内容に法教育の視点を組み込んで単元を開発していく実践が過去にはみられなかったように思われる中で、「ルールと法・憲法」を有機的に結びつける単元を開発することができたことは、社会科教育における法教育のあり方を示した一つの成果であるにとらえられる。

(2) 社会科教育における法教育と主権者教育、学習指導要領

選挙権年齢の18歳への引き下げにともなって、主権者教育の重要性が強調されている。法教育と主権者教育の関連について額田(2017)は、「質の高い主権者を育てることを目的とする主権者教育は、法教育と重なるものということができる。」と述べている。また、平成29年告示学習指導要領解説社会編においては社会科の目標として「平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を養うことが示されているが、このことはこれまでの社会科の流れを引き継ぐものであり、従来、社会科の究極のねらいであるにとらえられる。このねらいに法教育、主権者教育の関連を照らし合わせて考えれば、それぞれのねらいが大きく重なり合うものであるということがわかる。すなわち、法教育を充実させ、法の主体としての意識や法形成への参加意欲を高めていくことは、「平和で民主的な国家及び社会の形成者」に必要な公民としての資質・能力を持つよりよい主権者を育成してことに繋がっていくことであり、社会科教育のねらいに直結することであると考えられる。

(3) 残された課題

「はじめての法教育」における残り二つの領域の単元をどのように現行教科書の内容に合わせたものとして開発していくのか、道徳教育と法教育の関連等、課題は様々残されているが、先行研究及び法教育の議論に学びながら、さらに研究を深めていきたい。

【引用・参考文献】

- ・文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編』（平成20年9月）
- ・文部科学省『中学校学習指導要領解説社会編』（平成29年告示）
- ・法務省法教育研究会「報告書」（平成16年11月）
- ・法教育研究会(2005)『はじめての法教育－我が国における法教育の普及・発展を目指して－』ぎょうせい pp.2-4, pp.11-13
- ・北川義英(2008)『「法教育」の現状と法律学』「立命館法学」321・322号 pp.74-79
- ・吉田浩幸(2011)『ルールから法へ－私的自治の視点から“身近なルール”をとらえる』法と教育学会「法と教育」pp.78-83
- ・中平一義(2010)『法とルールの基本的価値を扱う法教育授業研究－私的自治の原則の現代的修正を題材にして－』日本社会科教育学会第60回全国研究大会発表論文集第6号 pp.238-239
- ・額田みさ子(2017)『法教育の今』NIBEN Frontier 2017年4月号 pp.28-33

岩手大学大学院教育学研究科（平成29年度入学）

千葉 邦彦

所属プログラム

授業力開発プログラム

担当教員

教授 今野 日出 晴

准教授 土屋 直人

准教授 森本 晋也

所属校

盛岡市立下小路中学校